

給与奉行[®] Smart

機能アップガイド

Ver.5.09



● 令和8年4月 駐車場手当を支給している交通用具（マイカーなど）通勤者の非課税限度額改正に追加対応

令和8年度税制改正により、通勤のために自動車等の交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額について改正されました。

本改正に関して、国税庁より「通勤手当の非課税限度額の改正に関するQ&A」が公開されました。

これに伴い、当製品でも交通用具（マイカーなど）通勤者で、駐車場手当も支給している場合の非課税限度額について、具体的な計算方法に対応しました。

対応する計算方法

自動車等の交通用具を使用して通勤している場合に支給される通勤手当が、通勤距離に応じた非課税限度額を下回る場合の計算方法に対応しました。

計算例

- 片道距離：50km
- 通勤距離に応じた通勤手当：28,000円
- 駐車場等の料金相当額の通勤手当：8,000円
- 合計36,000円を支給する場合

以下のように非課税限度額が計算されます。

- ①通勤距離に応じた非課税限度額：32,300円（片道45km以上55km未満）
- ②1ヵ月当たりの駐車場等の料金相当額：5,000円（1ヵ月当たりの料金8,000円が5,000円を超えるため、5,000円）
- ③非課税限度額：37,300円（32,300円+5,000円）

支給額36,000円は、非課税限度額37,300円を下回るため、支給する通勤手当が全額非課税となります。

参考

今までは、通勤距離に応じた通勤手当の非課税額と駐車場等の料金相当額の非課税額をそれぞれで計算していました。

上記の計算例の場合

- ①通勤距離に応じた通勤手当の非課税額：28,000円
- ②駐車場等の料金相当額の非課税額：5,000円
- ③非課税通勤費：33,000円（28,000円+5,000円）

当製品での操作手順

当製品の対応の詳細は、[こちら](#)をご参照ください。

《 関連メニュー 》

- ・[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

給与奉行[®] Smart

機能アップガイド

Ver.5.08



令和8年4月 子ども・子育て支援金創設に対応	2
令和8年4月 通勤手当・食事手当の非課税限度額改正に対応	7
雇用保険率の改定に対応	8
健康保険組合の事業所番号の桁数変更に対応	8
特別徴収税額通知の様式変更に対応 ＜『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をお使いの場合＞	8
健康保険組合提出先マスタ更新に伴う対応	8

● 令和8年4月 子ども・子育て支援金創設に対応

「子ども・子育て支援金制度」の導入に伴い、令和8年4月分（5月納付分）より、従来の一般保険料および介護保険料に加えて、「子ども・子育て支援金」の徴収が開始されます。
当製品の変更箇所は、以下になります。

[健康保険区分登録]メニュー

[健康保険区分登録]メニューの[保険料率設定]ページの健康保険の保険料率に「子ども・子育て支援金（子育て支援金）」の率が追加されます。

※[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[社会保険設定]メニューの【健康保険内訳】の使用区分が「未使用」の場合でも、基本保険と特定保険の保険料率が表示されるようになりました。



基本設定		保険料率設定	
適用年月	令和 8 年 4 月		
【健康保険】			
	被保険者負担	事業主負担	
健康保険	50.400 / 1000	50.400 / 1000	50.400 / 1000
(基本保険)	33.050 / 1000	33.050 / 1000	33.050 / 1000
(特定保険)	16.200 / 1000	16.200 / 1000	16.200 / 1000
子育て支援金	1.150 / 1000	1.150 / 1000	1.150 / 1000
介護保険	8.100 / 1000	8.100 / 1000	8.100 / 1000
徴収処理対象	1 健康保険+介護保険		
徴収処理方法	3 協会管掌 (五捨六入)		

※上図は、管掌区分が「協会管掌」の場合の「東京都」の保険料率です。

参 考

健康保険組合にご加入の場合も、「子ども・子育て支援金（子育て支援金）」の率が追加されます。各種管理資料で健康保険内訳（基本保険・特定保険・子育て支援金）を集計したい場合は、[健康保険区分登録]メニューの[保険料率設定]ページでご加入の健康保険組合の各保険料率が正しいかを確認してください。

また、[導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[社会保険設定]メニューで【健康保険内訳】の使用区分に「使用」を選択すると、各メニューでも、子ども・子育て支援金（子育て支援金）について表示されるようになります。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[社会保険設定]メニュー
- ・ [導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[健康保険区分登録]メニュー
- ・ [管理ツール]-[税率/保険料率登録]-[社会保険]-[健康保険]-[全国健康保険協会]メニュー
- ・ [管理ツール]-[税率/保険料率登録]-[社会保険]-[健康保険]-[健康保険組合]メニュー

[勤怠支給控除項目登録]メニュー

[導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニューの[控除内訳]ページに、健康保険の内訳として「健保内訳 4 子ども・子育て支援金」が、[事業主]ページに、「健保内訳 4 子ども・子育て支援金」が追加されます。

[社員情報登録]メニュー

[社員情報登録]メニューの[社会保険]ページに「（子育て支援金）」が表示されます。健保標準報酬月額に応じて、保険料が表示されます。

社会保険 労働保険 住民税・通勤手当 給与支給 賞与支給 中途・区分 明細書

健康保険		厚生年金保険	
被保険者整理番号	1234567	被保険者整理番号	1234567
介護保険区分	1 対象	種別	01 1:男子
健康賞与区分	1 計算する	厚生賞与区分	1 計算する
賞与取得年月日	年 4月 1日	賞与取得年月日	年 4月 1日
賞与喪失年月日	年 月 日	賞与喪失年月日	年 月 日
賞与喪失原因	00 対象外	賞与喪失原因	00 対象外
健康適用判定区分	1 判定する	厚生適用判定区分	1 判定する
介護適用判定区分	1 判定する	厚生年金基金	
健康標準報酬	0340 千円	加入員番号	
健康保険料	17,136	賞与取得年月日	2000年 4月 1日
(基本保険料)	11,237	賞与喪失年月日	年 月 日
(特定保険料)	5,508	賞与喪失原因	00 対象外
(子育て支援金)	391	厚生標準報酬	0340 千円
介護保険料	2,754	厚生年金保険	31,110
		厚生年金基金	0

これに伴い、汎用データの社員情報データの項目が追加・変更されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【社会保険情報】				
健康保険				
子育て支援金	ES0C047	6	数字	項目の新規追加

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

[給与処理]メニュー/[賞与処理]メニュー

子ども・子育て支援金は、健康保険料に上乗せして表示されます。

基本給	職能給	役職手当	家族手当	住宅手当	技能手当
共給	962,000	15,000	5,000	0	0
給	5,000			6,000	0
健康保険料	17,136			2,547	5,510
介	2,754				20,000
引	17,136	31,110	0	2,547	5,510
除					
	0	0	0	0	0

「子ども・子育て支援金」が含まれています。

給与データ入力画面で [F11：付加情報] を押して表示される [明細付加情報] 画面の [社会保険料] ページで (子育て支援金) を確認できます。

給与処理 - 明細付加情報

社員番号: 100000 氏名: 山田 一郎 給与: 年 月 分時点

社員情報 社会保険料 その他

社会保険料	被保険者負担分	事業主負担分	保険料合計
健康保険料	17,136	17,136,000	34,272,000
(基本保険料)	11,237	11,237,000	22,474,000
(特定保険料)	5,508	5,508,000	11,016,000
(子育て支援金)	391	391,000	782,000
介護保険料	2,754	2,754,000	5,508,000
厚生年金保険	31,110	31,110,000	62,220,000
子育て拠出金		1,156,000	1,156,000
厚生年金基金	0	0,000	0,000

また、子ども・子育て支援金は、法令上の記載義務はありませんが、給与 (賞与) 明細書の欄外に出力することができます。

欄外に出力する場合は、[給与 (賞与) 明細書 - 印刷条件設定] 画面の [詳細設定] ページで、「子育て支援金」にチェックを付けます。

※基本保険料と特定保険料を合算し、一般保険料として印字することができるようになりました。その場合は、「一般保険料」にチェックを付けます。

※『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をお使いの場合も、同様に出力することができます。

○「基本保険料」「特定保険料」「子育て支援金」にチェックを付けた場合

勤 怠 他	出勤日数	休出日数	特休日数	有休	代替休	欠勤日数
	20.0					
支 給	出勤時間	遅早時間	普通残業時間	深夜残業時間	休出残業時間	法定休日時間
	165.00		57,827	21.00		
支 給	基本給	職能給	役職手当	家族手当	住宅手当	技能手当
	362,000	5,000	5,000			
	皆勤手当	精勤手当	会議手当		リフレック*手当	
	5,000				0.00	
控 除	健康保険料	厚生年金保険	厚生年金基金	雇用保険料	所得税	住民税
	2,754				4,780	20,000
	17,136	31,110		2,445		
	組合会費	共済会費	共同購入費	食事控除		預り金
基本保険料 特定保険料 子育て支援金			総支給金額	控除合計額	差引支給額	銀行口座込額
11,237 5,508 391			444,627	85,025	359,602	200,000

○「一般保険料」「子育て支援金」にチェックを付けた場合

勤 怠 他	出勤日数	休出日数	特休日数	有休	代替休	欠勤日数
	20.0					
支 給	出勤時間	遅早時間	普通残業時間	深夜残業時間	休出残業時間	法定休日時間
	165.00		57,827	21.00		
支 給	基本給	職能給	役職手当	家族手当	住宅手当	技能手当
	362,000	5,000	5,000			
	皆勤手当	精勤手当	会議手当		リフレック*手当	
	5,000				0.00	
控 除	健康保険料	厚生年金保険	厚生年金基金	雇用保険料	所得税	住民税
	2,754				4,780	20,000
	17,136	31,110		2,445		
	組合会費	共済会費	共同購入費	食事控除		預り金
一般保険料 子育て支援金		総支給金額	控除合計額	差引支給額	銀行口座込額	
16,745 391		444,627	85,025	359,602	200,000	

これに伴い、汎用データの給与データ／賞与データに項目が追加されます。

【給与データ】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【控除内訳】				
子育て支援金	SDDM004	6	数字	項目の新規追加
【事業主負担】				
子育て事業主	SEEM015	10	数字	項目の新規追加

【賞与データ】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【控除内訳】				
子育て支援金	BDDM004	6	数字	項目の新規追加
【事業主負担】				
子育て事業主	BEEM015	10	数字	項目の新規追加

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニュー
- ・ [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与処理]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[給与賞与データ作成]-[給与データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[給与賞与データ受入]-[給与データ受入]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[給与賞与データ作成]-[賞与データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[給与賞与データ受入]-[賞与データ受入]メニュー
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会設定]-[給与明細書照会設定]メニュー（『奉行 Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をご利用の場合）
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書照会]-[明細書照会設定]-[賞与明細書照会設定]メニュー（『奉行 Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をご利用の場合）
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書作成処理]-[給与明細書作成処理]メニュー（『奉行 Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をご利用の場合）
- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書作成処理]-[賞与明細書作成処理]メニュー（『奉行 Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をご利用の場合）

[勤怠支給控除一覧表]メニューなど、各種管理資料

条件設定画面の[集計項目設定]ページで項目種類に「控除内訳」を選択し、[選択項目]リストから「健保内訳 4 子育て支援金」を選択して集計できます。

[管理資料]-[勤怠支給控除一覧表]-[区分別一覧表]メニューなど、事業主項目を選択できるメニューは「健保内訳 4 子育て事業主」も選択して集計できます。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [管理資料]-[勤怠支給控除一覧表]-[勤怠支給控除一覧表]メニュー
- ・ [管理資料]-[勤怠支給控除一覧表]-[区分別一覧表]メニュー
- ・ [管理資料]-[変動項目確認表]メニュー
- ・ [管理資料]-[賃金台帳]メニュー
- ・ [管理資料]-[月次推移表]-[社員別月次推移表]メニュー
- ・ [管理資料]-[月次推移表]-[項目別月次推移表]メニュー
- ・ [随時処理]-[仕訳伝票作成]-[仕訳コード設定]メニュー

[標準報酬改定一覧表]メニュー/[保険料一覧表]メニュー

健康保険の内訳として、「子育て支援金」を集計できます。集計する場合は、条件設定画面の[集計項目設定]ページの表示項目の「子育て支援金」にチェックを付けます。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [社会保険]-[標準報酬改定資料]-[標準報酬改定一覧表]メニュー
- ・ [社会保険]-[保険料資料]-[保険料一覧表]メニュー

**[標準報酬改定通知書]メニュー／[資格取得時標準報酬決定通知書]メニュー
／[保険料改定通知書]メニュー**

健康保険の内訳として、「(子育て支援金)」を印字できます。印字する場合は、条件設定画面の[基本設定]ページの健康保険内訳印字項目の「子育て支援金」にチェックを付けます。

標準報酬改定通知書

年 8月25日
OBC商事株式会社

301
所属 営業部 東日本営業課
100000
氏名 山田 一郎 様

	適用前		適用後		差額
	標準報酬	保険料	標準報酬	保険料	
健康保険		22,286		25,325	3,039
(基本保険)		14,058		15,975	1,917
(特定保険)	440,000	7,722	500,000	8,775	1,053
(子育て支援金)		506		575	69
介護保険		3,806		4,325	519
厚生年金保険	440,000	40,260	500,000	45,750	5,490
合計		66,352		75,400	9,048

あなたの標準報酬および保険料が、年 8月分給与より上記のように変更となりましたのでお知らせします。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [社会保険]-[標準報酬改定資料]-[標準報酬改定通知書]メニュー
- ・ [社会保険]-[資格取得/喪失届]-[資格取得時標準報酬決定通知書]メニュー
- ・ [社会保険]-[保険料資料]-[保険料改定通知書]メニュー

[納入告知書確認表]メニュー／[納入告知書内訳一覧表]メニュー

[社会保険]-[納入告知書確認表]-[納入告知書確認表]メニューで、子育て支援金を集計できます。集計する場合は、[納入告知書確認表 - 条件設定]画面の[基本設定]ページの健康保険内訳表示項目の「子育て支援金」にチェックを付けます。

納入告知書確認表

集計対象 納付日の年月 年 8月 (納付期限 年 7月 末日)
保険料集計元 給与データから保険料を集計

	健康保険料	介護保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	厚生年金基金拠出金	厚生年金基金(予備)
【合計】		96,228		167,840		0
	90,720	5,508	164,700	3,240	0	0
被保険者	45,360	2,754	82,350		0	0
事業主	45,360	2,754	82,350	3,240	0	0
				合計額		264,160

	健康保険	介護保険	厚生年金保険	厚生年金基金	厚生年金基金(予備)
標準報酬	900 千円	340 千円	900 千円	0 千円	0 千円
人数	3 名	1 名	3 名	0 名	0 名
標準給与	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円	0 千円
人数	0 名	0 名	0 名	0 名	0 名

【健康保険の内訳】

	一般保険料		子育て支援金
	基本保険料	特定保険料	
【合計】		89,650,000	782,000
	59,490,000	29,160,000	
被保険者	29,745	14,580	391
事業主	29,745,000	14,580,000	391,000

(F1) 操作説明 (F2) 印刷 (F3) (F4) (F5) (F6) (F7) (F8) (F9) (F10) 条件設定 (F11) (F12) 閉じる

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [社会保険]-[納入告知書確認表]-[納入告知書確認表]メニュー
- ・ [社会保険]-[納入告知書確認表]-[納入告知書内訳一覧表]メニュー

● 令和8年4月 通勤手当・食事手当の非課税限度額改正に対応

※通勤手当・食事手当に関する取扱いについては、制度改正に向けた検討段階の内容を踏まえて記載しております。
以下の内容に変更があった場合は、改めてご案内いたします。

通勤手当

○通勤距離が片道65km以上の給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が、以下のように引き上げられます。

片道の通勤距離	1ヵ月あたりの非課税限度額	
	改正前	改正後
55km以上 65km未満	38,700円	同左
65km以上 75km未満		45,700円
75km以上 85km未満		52,700円
85km以上 95km未満		59,800円
95km以上		66,400円

これに伴い、[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページの通勤手当3で、支給額と片道距離を入力すると非課税通勤費と課税通勤費が改正後の金額で判定されます。

○一定の要件を満たす駐車場等を利用する場合の1ヵ月あたりの非課税限度額が、通勤距離に応じた通勤手当の非課税限度額に、駐車場代相当額（上限：月5,000円）を加算した金額となります。

これに伴い、[社員情報登録]メニューの[住民税・通勤手当]ページに「支給額（駐車場等）」が追加されました。

また、汎用データの社員情報データに項目が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【通勤情報】				
通勤手当3				
支給額（駐車場等）	ECOM314	9	数字	項目の新規追加

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

食事手当

食事手当の非課税限度額が3,500円から7,500円に引き上げられます。

[導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニューの給与の[支給]ページで、課税区分に「3：食事手当」または「4：食事手当（軽減）」を設定している支給項目がある場合は、[給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニューで金額を入力すると、自動的に改正後の非課税限度額で所得税が計算されます。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [導入処理]-[給与体系登録]-[勤怠支給控除項目登録]-[勤怠支給控除項目登録]メニュー
- ・ [給与賞与]-[給与処理]-[給与処理]メニュー

● 雇用保険率の改定に対応

※令和8年2月下旬時点で、雇用保険率が確定していません。
以下の内容に変更があった場合は、改めてご案内いたします。

令和8年4月から雇用保険率が改定されます。

	被保険者負担分	事業主負担分
一般事業	5 / 1000	8.5 / 1000
農林水産・清酒製造業	6 / 1000	9.5 / 1000
建設事業	6 / 1000	10.5 / 1000

当製品でも上記の雇用保険率に対応しました。

なお、3月以前の給与および賞与の雇用保険料は、3月以前の雇用保険率で計算されます。

● 健康保険組合の事業所番号の桁数変更に対応

事業所番号（健康保険組合作用）の桁数が4桁から5桁に変更されます。
これに伴い、当製品でも磁気媒体や電子申請の様式変更に対応します。
また、届出用紙に印刷した場合は、事業所番号が欄外に印字されます。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [導入処理]-[運用設定]-[社会保険設定]-[健康保険区分登録]メニュー
- ・ [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[資格取得/喪失届]-[資格取得届]メニュー
- ・ [社会保険]-[資格取得/喪失届]-[資格喪失届]メニュー

● 特別徴収税額通知の様式変更に対応

< 『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』 をお使いの場合 >

eLTAXからダウンロードする納税義務者用の特別徴収税額通知データファイルの様式が令和8年度から変更されます。

これに伴い、当製品でも[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[特別徴収税額通知データ受入]メニューで変更後の様式で受け入れできるようになりました

◀ 関連メニュー ▶

[社員情報]-[社員情報更新]-[住民税改定]-[特別徴収税額通知データ受入]メニュー

● 健康保険組合提出先マスタ更新に伴う対応

マイナポータル電子申請の提出先マスタ（健康保険組合）の変更に対応しました。

給与奉行[®] Smart

機能アップガイド

Ver.5.06



● 令和7年 通勤手当に係る所得税の非課税限度額の改正に対応

通勤で自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が引き上げられました。

改正内容および当製品の対応の詳細は、[こちら](#)をご参照ください。

給与奉行[®] Smart

機能アップガイド

Ver.5.05



《改正情報》	
基礎控除・給与所得控除の見直しに対応	2
特定親族特別控除の創設に対応	3
扶養親族等の所得要件の改正に対応	9
令和6年入居の住宅ローン控除の改正に対応	10
マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応	12
《機能追加》	
雇用保険離職証明書の離職の日以前の賃金支払状況等に行を挿入可能	12

《改正情報》

● 基礎控除・給与所得控除の見直しに対応

以下のとおり、所得税の基礎控除の見直し等が行われました。

当製品では、[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューで年末調整計算する際に、自動的に反映されます。

○ 基礎控除の見直し

合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	改正前	改正後
132万円以下 (200万3,999円以下)	48万円	95万円
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)		88万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)		68万円
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)		63万円
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)		58万円

○ 給与所得控除の見直し

55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	その収入金額 × 40% - 10万円	
180万円超 190万円以下	その収入金額 × 30% + 8万円	

上記に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」および令和8年分以後の「源泉徴収税額表」についても改正されます。当製品では、令和8年1月以後の給与（賞与）処理を行うと、自動的に改正後の源泉徴収税額が計算されます。

参 考

令和7年11月までの給与の源泉徴収事務に変更はありません。令和7年の年末調整の際に、改正後の基礎控除額、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」にもとづいて1年間の税額を計算し、改正前の「源泉徴収税額表」によって計算した源泉徴収税額との精算を行います。

注 意

令和7年12月1日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

● 特定親族特別控除の創設に対応

特定親族の合計所得金額に応じて控除する「特定親族特別控除」が創設されました。

参考

特定親族とは、居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下（収入金額が123万円超188万円以下）の人をいいます。

なお、合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。扶養控除の対象となります（特定扶養親族に該当します）。

年末調整において特定親族特別控除の適用を受ける場合は、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

また、合計所得金額が58万円超100万円以下（収入金額が123万円超165万円以下）の場合は「源泉控除対象親族」となり、令和8年1月以後に支払うべき給与について、源泉控除が受けられます（令和8年分以後の扶養控除等申告書の「源泉控除対象親族」欄に記載します）。

参考

合計所得金額が100万円超123万円以下（収入金額が165万円超188万円以下）の特定親族については、各月の源泉徴収税額の計算では考慮されませんが、年末調整の際に特定親族特別控除申告書を提出することにより、特定親族特別控除の適用を受けることができます。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

当製品では、以下のメニューが変更されます。

[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページに、【特定親族特別控除情報】が追加されました。

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」が提出された場合は、特定親族申告書の提出に「1：あり」を選択すると、[年末調整処理 - 特定親族合計所得]画面が開きます（[合計所得]ボタンをクリックしても[年末調整処理 - 特定親族合計所得]画面が開きます）。初期値として、処理年の12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満の場合は、特定親族区分に「1：対象」が表示されます。特定親族合計所得を入力すると、特定親族特別控除額が計算されます。

No.	氏名	続柄	生年月日	特定親族区分	特定親族合計所得	特定親族特別控除額
1	洋朗	子	平成17年 6月30日	1 対象	900,000	610,000
2	伸介	子	平成20年 1月11日	0 対象外	0	0
3	大原とし	母	昭和 9年 3月23日	0 対象外	0	0

特定親族特別控除の適用を受ける場合は、「1：対象」を選択します。初期値として、19歳以上23歳未満の場合は「1：対象」が表示されます。特定親族合計所得を入力すると、特定親族特別控除額が表示されます。

参考

[年末調整処理 - 特定親族合計所得]画面の特定親族特別控除額がある場合は、[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの扶養親族の扶養区分は「0：控除対象外」になります。

これに伴い、汎用データの年末調整データの項目が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【特定親族特別控除情報】				
扶養親族 1～10				
特定親族区分	YISR001	1	数字	項目の新規追加
特定親族合計所得	YISR002	9	数字	
特定親族申告書の提出	YISR003	1	数字	
特定親族特別控除額	YISR004	9	数字	
【家族情報】				
扶養親族 1～10				
扶養区分	EFMD011	1	数字	選択肢の追加 (処理年が2026年以降の場合に「5:特定」を追加)
【所得税情報】				
特定親族	ESUP016	2	数字	項目の新規追加
【計算結果情報】				
特定親族特別控除額	—	—	—	項目の新規追加

また、[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニューや[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニューでも、「特定親族特別控除額」「扶養親族1～10-特定親族合計所得」が集計できます。

注 意

令和7年12月1日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

《 関連メニュー 》

- ・ [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

[源泉徴収票]メニュー

以下のように様式が変更され、当製品でも新様式に対応しました。

- ①「控除対象扶養親族」欄の名称が「控除対象扶養親族等」欄に変更されました。
 特定親族がいる場合は、氏名と特定親族特別控除の額をもとに区分が表示されます。

参 考

表示される区分は、以下になります。

特定親族特別控除の額	区分 (特定親族が居住者)	区分 (特定親族が非居住者)	合計所得金額
63万円	10	11	58万円超 85万円以下
61万円	20	21	85万円超 90万円以下
51万円	30	31	90万円超 95万円以下
41万円	40	41	95万円超 100万円以下
31万円	50	51	100万円超 105万円以下
21万円	60	61	105万円超 110万円以下
11万円	70	71	110万円超 115万円以下
6万円	80	81	115万円超 120万円以下
3万円	90	91	120万円超 123万円以下

② 「控除対象扶養親族等の数」欄に「特親」欄が追加され、特定親族の人数が出力されます。

③ 「特定親族特別控除の額」欄が追加されました。

参 考

令和8年（2026年）以降の場合で、年末調整しない社員の源泉徴収票を作成する場合は、**特親所得** を押して [源泉徴収票 - 特定親族所得見積額] 画面を開きます。扶養控除等（異動）申告書の特定親族の所得の見積額を入力すると、所得見積額をもとに控除対象扶養親族等の区分が表示されます。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー
- ・ [管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー

[源泉徴収簿]メニュー

特定親族特別控除の適用がある場合は、欄外に「特定親族特別控除額 XXX,XXX」と印字されます。

所属	301 営業部 東日本営業課	社員番号	100000	氏名	山田 一朗	住所	〒162-0052 東京都新宿区戸山2-13-8 ロイヤルパークマンション805			
役職	課長	生年月日	昭和41年 9月 21日	職別		給与支払額				
令和7年分 給与所得に対する源泉徴収簿	区分	支払月	支払日	課税支払額	社会保険料等	社会保険料等 控除等の金額	扶養 控除等の 数	所得税	年末調整による 過不足税額	差引徴収税額
	1	1	24	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0	6,300
	2	2	25	475,051	71,790	403,261	4	6,050	0	6,050
	3	3	25	474,964	71,788	403,176	4	6,050	0	6,050
	4	4	25	478,885	71,798	407,087	4	6,300	0	6,300
	5	5	23	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0	6,300
	6	6	25	478,885	71,798	407,087	4	6,300	0	6,300
	7	7	25	478,885	71,798	407,087	4	6,300	0	6,300
	8	8	25	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0	6,300
	9	9	25	478,972	71,800	407,172	4	6,300	0	6,300
	10	10	24	413,000	2,271	410,729	4	6,420	0	6,420
	11	11	25	479,952	2,694	477,258	4	9,940	0	9,940
12	12	25	478,972	2,687	476,285	4	9,940	▲114,890	▲104,950	
計				5,674,482	653,824	5,020,658		82,500		
令和8年分	7	7	10	821,500	126,326	696,174	4	42,647 (税率 6.126%)	0	42,647
	12	12	10	821,500	127,380	694,120	4	85,043 (税率 12.385%)	0	85,043
計				1,643,000	252,706	1,390,294		127,690		
合計				7,317,482	906,530	6,410,952		210,190		
前払非正規給与等										

控除区分	甲種	年末調整方法	給与年調
扶養控除	一般障害者	一般扶養親族	1
特別障害者	特定扶養親族		
実子	老人扶養親族		
ひとり親	同居親等		
勤労学生	同居親等		
配偶者	源泉控除対象配偶者*	一般障害者	
		特別障害者	
		同居特別障害者	

区分	金額	税額
給料・手当等	5,674,482	82,500
賞与等	1,643,000	127,690
中途調整取入		
計	7,317,482	210,190
給与所得控除後の給与等の金額	5,485,733	
所得金額調整控除額		
給与所得控除後の給与等の金額(調整控除後)	5,485,733	
社会保険料等からの控除分	906,530	
除税額		
生命保険料の控除額	84,000	
地震保険料の控除額	28,000	
配偶者(特別)控除額	380,000	
扶養控除及び障害者等の控除額の合計	960,000	
基礎控除額	630,000	
所得控除額の合計額	3,618,530	
差引調整給与所得金額及び算出所得税額	1,867,000	93,350
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		
年間調整所得税額		93,350
差引超過額又は不足額		114,890
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額		9,940
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額		
差引還付する金額		104,950
以上の本年中に還付する金額のうち翌年において還付する金額		104,950
不足額		
本年最後の給与から徴収する金額		
翌年に還付額として徴収する金額		
特定親族特別控除額	630,000	

参 考

令和8年分に対応した様式の源泉徴収簿の奉行サプライは、令和8年分の年末調整対応版で提供を開始する予定です。

《 関連メニュー 》

- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整計算書]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整通知書]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿兼賃金台帳]メニュー

[社員情報登録]メニュー（令和8年1月以後）

[随時処理]-[年次更新]メニューで年次更新を実行して処理年が「令和8年」になると、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの扶養親族の扶養区分に「5：特定」が追加されます。19歳から23歳未満の親族がいる場合は、合計所得金額に応じて、扶養区分を選択します。

なお、年次更新の際に前年（令和7年）の年末調整処理で特定親族であった場合は、自動的に「5：特定」が表示されます（年齢が23歳未満の場合）。

19歳以上23歳未満の親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの扶養区分
58万円以下 (123万円以下)	「2：特定扶養」
58万円超 100万円以下 (123万円超 165万円以下)	「5：特定」
100万円超 (165万円超)	「0：控除対象外」

【扶養人数情報】に「特定親族」欄が追加され、扶養区分が「5：特定」の扶養親族がいる場合は、「特定親族」欄と「扶養等の数」欄に人数が加算されます。

基 本 家族・所得税 中途・市町村

【家族情報】				配偶者の有無	1	配偶者あり
No.	フリガナ	性別	生年月日	死亡年月日	居住者区分	
	氏名	続柄	同居区分	扶養区分	障害者区分	
配偶	ヨコ	1 女性	1969年 5月 3日	年 月 日	0 居住者	
	洋子	01 妻	1 同居	1 源泉控除配偶	0 対象外	
1	ヒロシ	0 男性	2005年 6月 30日	年 月 日	0 居住者	
	洋朗	01 子	1 同居	5 特定	0 対象外	
2	シゲ	0 男性	2008年 1月 11日	年 月 日	0 居住者	
	伸介	01 子	1 同居	1 一般扶養	0 対象外	
3	材外シ	0 男性	1934年 3月 23日	年 月 日	0 居住者	
	大原とし	03 母	1 同居	4 老親等	0 対象外	
4		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	
		00	1 同居	0 控除対象外	0 対象外	
5		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	
		00	1 同居	0 控除対象外	0 対象外	
6		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	
		00	1 同居	0 控除対象外	0 対象外	
7		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	
		00	1 同居	0 控除対象外	0 対象外	

【本人区分情報】	
本籍/ひとり親区分	0 対象外
障害者区分	0 対象外
勤労学生区分	0 対象外
未成年者区分	0 対象外
災害者区分	0 対象外
外国人区分	0 対象外
居住者区分	0 居住者

【扶養人数情報】			
配偶者区分	1	源泉控除配偶	
一般扶養親族	1名	一般障害者	0名
特定扶養親族	0名	特別障害者	0名
老人扶養親族	0名	同居特別障害者	0名
同居老親等	1名	非居住者親族	0名
特定親族	1名		
年少扶養親族	0名	扶養等の数	4名

注 意

処理年が「令和7年」の間は、扶養区分に「5：特定」は表示されません。

これに伴い、汎用データの社員情報データの項目が追加・変更されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族 1～10				
扶養区分	EFMD011	1	数字	選択肢の追加 (処理年が2026年以降の場合に「5：特定」を追加)
【扶養人数情報】				
特定親族	ESUP016	2	数字	項目の新規追加

《 関連メニュー 》

- ・ [社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報予約データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報予約データ受入]メニュー

● 扶養親族等の所得要件の改正に対応

以下の通り、扶養親族等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

当製品では、[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューで年末調整計算する際に、自動的に判定されます。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件（収入が給与だけの場合の収入金額）	
	改正前	改正後
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	48万円以下 (103万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
配偶者特別控除の対象 となる配偶者	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	75万円以下 (130万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

注 意

令和7年12月1日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

《 関連メニュー 》

- [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー

● 令和6年入居の住宅ローン控除の改正に対応

新築・買取再販については、住宅の区分と特例対象個人か否かで、借入限度額が以下のようになります。

参 考

特例対象個人とは、令和6年12月31日（年の途中で死亡した場合はその時点）の現況で、以下のいずれかの人です。

○夫婦のいずれかが40歳未満

○19歳未満の扶養親族を有する

特例対象個人として令和6年分の確定申告を行った場合は、税務署から送付される住宅ローン控除申告書の住宅の区分等欄に「特例対象個人」と印字されます。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	特例対象個人の場合：5,000万円 上記以外の場合：4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	特例対象個人の場合：4,500万円 上記以外の場合：3,500万円
省エネ基準適合住宅	特例対象個人の場合：4,000万円 上記以外の場合：3,000万円
その他の住宅	2,000万円（建築確認を受けたものとします）
震災特例の場合	特例対象個人の場合：5,000万円 上記以外の場合：4,500万円

当製品では、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの住宅の区分等に選択肢が追加され、以下のように変更されました。居住開始年月日や控除額適用区分、住宅の区分等の設定をもとに、住宅借入金等控除額が自動計算されます。

変更前	変更後
00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等	00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等 12：特例対象個人 13：特例認定住宅等・特例対象個人 14：認定住宅・新築・特例対象個人 15：認定住宅・買取再販・特例対象個人 16：認定住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 17：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例対象個人 18：ZEH水準省エネ住宅・買取再販・特例対象個人 19：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 20：省エネ基準適合住宅・新築・特例対象個人 21：省エネ基準適合住宅・買取再販・特例対象個人 22：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人

これに伴い、汎用データの年末調整データの住宅の区分等と2回目一住宅の区分等に、選択肢（「12：特例対象個人」～「22：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人」）が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
住宅の区分等 2回目一住宅の区分等	YITS016 YITS017	2	数字	00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等 12：特例対象個人

				13：特例認定住宅等・特例対象個人 14：認定住宅・新築・特例対象個人 15：認定住宅・買取再販・特例対象個人 16：認定住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 17：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例対象個人 18：ZEH水準省エネ住宅・買取再販・特例対象個人 19：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 20：省エネ基準適合住宅・新築・特例対象個人 21：省エネ基準適合住宅・買取再販・特例対象個人 22：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人
--	--	--	--	---

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

● マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応

マイナポータル電子申請の提出先マスタ（健康保険組合）の変更に対応しました。

《 機能追加 》-----

● 雇用保険離職証明書の離職の日以前の賃金支払状況等に行を挿入可能

今までは、無断欠勤や自己都合の休職などで給与の支払いがない月について雇用保険離職証明書に記載したい場合は、離職の日以前の賃金支払状況等の行をずらして手入力する必要がありました。今回から、（[F6]キー）を押して離職の日以前の賃金支払状況等に行を挿入できるようになりました。0円の行を追加したい場合に入力の手間を省くことができます。また、0円の場合は空白ではなく0円として電子申請されるようになりました。

《 関連メニュー 》

- [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー

給与奉行[®] Smart

機能アップガイド

Ver.5.04

- Microsoft Exchange Onlineの基本認証「SMTP認証」の廃止に伴い、先進認証「OAuth 2.0」に対応

当製品は、メールを送信する機能でExchange Onlineの基本認証「SMTP認証」を使用できますが、Microsoft社のサポート終了に伴い2025年9月以降は無効になるため、先進認証「OAuth 2.0」に対応しました。

業務スケジュール実行後の完了通知などのメールが送信できなくなるため、先進認証「OAuth 2.0」に設定を変更します。

詳細は、[こちら](#)をご参照ください。

《 関連メニュー 》

- ・ [給与明細電子化クラウド]-[明細書配信]-[明細書配信設定]-[明細書配信設定]メニュー
（『奉行Edge 給与明細電子化クラウド for 奉行シリーズ』をお使いの場合）
- ・ [管理ツール]-[メールサーバー設定]メニュー

給与奉行[®] Smart

機能アップガイド

Ver.5.03



<<改正情報>>	
電子申請における労働保険年度更新申告の様式バージョンの変更に対応	2
電子申請の納付方法で「電子申請以外」の選択に対応	2
健康保険組合の提出先マスタ更新に伴う対応	2
<<機能追加>>	
受け入れた特別徴収税額通知データで通知された「指定番号」を反映可能	2
受け入れた特別徴収税額通知データと社員情報の関連付けの精度を向上	2

◀改正情報▶

● 電子申請における労働保険年度更新申告の様式バージョンの変更に対応

電子申請における労働保険年度更新申告の様式バージョンが変更されました。
これに伴い、当製品でも新しい様式バージョンで電子申請できるようになりました。

◀ 関連メニュー ▶

[労働保険] - [労働保険年度更新]メニュー

● 電子申請の納税方法で「電子納付以外」の選択に対応

[労働保険] - [労働保険年度更新]メニューの[労働保険年度更新 - 事業情報]画面に納付方法が追加されました。

「電子納付」または「電子納付以外」を選択して、電子申請します。

◀ 関連メニュー ▶

[労働保険] - [労働保険年度更新]メニュー

● 健康保険組合提出先マスタ更新に伴う対応

マイナポータル電子申請の提出先マスタ（健康保険組合）の変更に対応しました。

◀機能追加▶

● 受け入れた特別徴収税額通知データで通知された「指定番号」を反映可能

[導入処理] - [市町村登録]メニューの「指定番号」が空欄の場合は、[社員情報] - [社員情報更新] - [住民税改定] - [特別徴収税額通知データ受入]メニューで受け入れた特別徴収義務者用の特別徴収税額通知データの「指定番号」が登録されるようになりました。

◀ 関連メニュー ▶

[社員情報] - [社員情報更新] - [住民税改定] - [特別徴収税額通知データ受入]メニュー

● 受け入れた特別徴収税額通知データと社員情報の関連付けの精度を向上

[社員情報] - [社員情報更新] - [住民税改定] - [特別徴収税額通知データ受入]メニューで受け入れる特別徴収税額通知データと、当製品の社員情報との関連付けの精度を向上させました。

- ・ 受給者番号と氏名（カナ）の大文字、小文字が不一致の場合も自動で関連付けします。
- ・ 氏名の後ろに「様」が付いている場合も自動で関連付けします。
- ・ 今までは、受給者番号が空欄の社員は受け入れできませんでした。

今回から受給者番号が空欄の社員がいる場合は、ファイル情報と社員を関連付ける画面が表示され、受け入れできるようになりました。

◀ 関連メニュー ▶

[社員情報] - [社員情報更新] - [住民税改定] - [特別徴収税額通知データ受入]
メニュー

給与奉行[®] Smart

機能アップガイド

Ver.5.02



目次

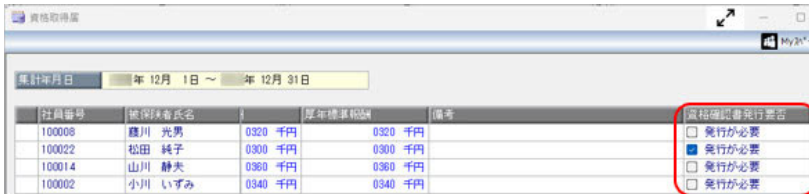
健康保険証廃止（マイナ保険証への移行）に伴う対応	2
社会保険関係手続の電子申請様式変更に対応	3
マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応	3

● 健康保険証廃止（マイナ保険証への移行）に伴う対応

マイナ保険証の利用により、令和6年12月2日以降、「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」を提出しても、健康保険証は新たに発行されなくなりました。マイナ保険証を持っていない人のために「資格確認書」を発行できるように、「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」の様式が変更されました。

【資格取得届】メニューに「資格確認書発行要否」の項目を追加

【社会保険】-【資格取得/喪失届】-【資格取得届】メニューの【資格取得届】画面に、「資格確認書発行要否」の項目が追加されました。「資格確認書」の発行が必要な社員がいる場合は、「発行が必要」にチェックを付けて届出書を作成します。



【社員情報登録】メニューの項目名を変更

【社員情報登録】メニューの【社会保険】ページの「健保証番号」と「厚生整理番号」の項目名が「被保険者整理番号」に変更されました。

これに伴い、社会保険関連メニューの各画面に表示される項目名や出力帳票も変更されました。

変更前



変更後



【資格喪失届】メニューの項目名を変更

資格喪失届の「保険証回収」の項目名が、「資格確認書等回収」に変更されました。

これに伴い、【社会保険】-【資格取得/喪失届】-【資格喪失届】メニューの【資格喪失届】画面の項目名も「資格確認書等回収」に変更されました。



汎用データの変更

社員情報の項目名が変更されることに伴い、以下の汎用データの項目名が変更されます。

【社員情報データ】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【社会保険情報】				
健康保険				
被保険者整理番号	ESOC005	7	英数カナ	項目名の変更
厚生年金保険				
被保険者整理番号	ESOC013	7	数字	項目名の変更

【月額変更データ】【育児休業等終了時月額変更データ】【算定基礎データ】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【基本項目】				
健康保険-被保険者整理番号	-	-	-	受入不可
厚生年金-被保険者整理番号	-	-	-	項目名の変更

◀ 関連メニュー ▶

- ・[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・[給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・[社会保険]メニューの各メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社会保険データ作成]メニューの各メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社会保険データ受入]メニューの各メニュー

● 社会保険関係手続の電子申請様式変更に対応

社会保険関係手続について電子申請様式が変更されるため、対応しました。

● マイナポータル電子申請の提出先マスタの変更に対応

マイナポータル電子申請の提出先マスタ（健康保険組合）の変更に対応しました。

今回のプログラムより、以下のメニューで届出書を磁気媒体で作成する際に表示される「旧様式の仕様で作成する」設定が表示されなくなりました。

- ・[賞与支払届]メニュー
- ・[月額変更（一括）処理]メニュー
- ・[算定基礎（一括）処理]メニュー
- ・[資格取得届]メニュー
- ・[資格喪失届]メニュー

これに伴い、4000番台の以下の奉行サプライも印刷できなくなります。後継の5000番台の奉行サプライをご利用ください。

[4160]単票被保険者賞与支払届 [4139]単票被保険者賞与支払届
[4060]被保険者賞与支払届 [4039]被保険者賞与支払届
[4207]単票被保険者月額変更届 [4007]被保険者月額変更届
[4208]単票被保険者算定基礎届 [4008]被保険者算定基礎届

給与奉行[®] Smart

機能アップガイド

Ver.5.01

《改正情報》	
定額減税（年調減税事務）に対応	2
住宅ローン控除の増改築等の上限計算に対応	6
《機能追加》	
雇用保険離職証明書の離職者の署名を省略して電子申請が可能	7
Googleアカウントを利用したe-Govへの電子申請に対応	7
搭載辞書を更新	7

《改正情報》

● 定額減税（年調減税事務）に対応

年調減税事務では、年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行います。

当製品の変更箇所は、以下になります。

[年末調整処理]メニュー

○年末調整計算を行う際に、定額減税対象者（本人・配偶者・扶養親族）が自動判定されます。

以下の場合に、定額減税対象者になります（配偶者と扶養親族については、本人が定額減税対象者でない場合は定額減税対象者になりません）。

本人	○居住者区分が「0：居住者」 ○本人の合計所得金額が1,805万円以下
配偶者	○居住者区分が「0：居住者」 ○配偶者の合計所得金額が48万円以下（同一生計配偶者） ○配偶者の有無が「1：配偶者あり」 ○配偶者控除等申告書の提出が「1：あり」 ※ [社員情報登録]メニューの [家族・所得税] ページの定額減税区分の設定は、年末調整計算には影響ありません。
扶養親族	○居住者区分が「0：居住者」 ○扶養区分が「0：控除対象外」と「8：控除対象外で他の所得者の扶養」以外

○年末調整処理の計算結果に、年調減税額内訳と以下の項目が追加されます。

計算結果		転記元説明	
区 分	全 額	税 額	
給料・手当等	5,655,838	36,560	
賞 与 等	2,032,000	19,493	
中途退職収入	0	0	
計	7,687,838	56,053	
<給与所得控除後>	5,819,054		
所得金額調整控除額	0		
<調 整 控 除 後>	5,819,054		
社会保 給与控除分	1,187,458		
険料等 申告控除分	0		
控除額 小規模共済掛金	0		
生命保険料控除額	120,000		
地震保険料控除額	50,000		
配偶者（特別）控除額	300,000		
扶養障害者等控除額	1,340,000		
基礎控除額	480,000		
<所得控除合計額>	3,557,458		
< 課税給与所得 >	2,261,000		
		年調減税額内訳	
		本人 30,000	
		配偶者 0	
		扶養 80,000	
<< 算出所得税額 >>		128,600	
住宅借入金等控除額		0	
< 年調所得税額 >		128,600	
年調減税額		120,000	
<年調減税額控除後の年調所得税額>		8,600	
控除外額		0	
<年 調 年 税 額>		8,700	
<< 差引過不足額 >>		-47,353	

年調減税額	本人・同一生計配偶者・扶養親族の人数 × 30,000円 余白に年調減税額内訳が表示されます。 ※令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与含む）の際に計算した月次減税額は、年調減税額に影響ありません。年末調整時点の情報で年調減税額を計算します。
<年調減税額控除後の年調所得税額>	<年調所得税額> - 年調減税額がプラスの場合の金額 ※定額減税しきれた場合に表示されます。
控除外額	<年調所得税額> - 年調減税額がマイナスの場合の金額 ※定額減税しきれなかった場合に表示されます。

なお、<年調年税額>には、<年調減税額控除後の年調所得税額> × 102.1%（復興特別所得税）の金額が表示されます。

参考

上記項目を[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニューや[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニューで集計する場合は、条件設定画面の[集計項目]ページで項目を選択してください。

また、これに伴い汎用データの年末調整データに以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【計算結果情報】				
年調減税額	YCR1018	—	—	処理年が令和6年（2024年）の場合で、「計算結果の受入を行う」を選択した場合だけ、受け入れられます。
<年調減税額控除後の年調所得税額>	YCR1019	—	—	
控除外額	YCR1020	—	—	
年調減税額内訳-本人	—	—	—	受入不可 処理年が令和6年（2024年）の場合だけ出力できます。
年調減税額内訳-配偶者	—	—	—	
年調減税額内訳-扶養	—	—	—	

◀ 関連メニュー ▶

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

[給与処理]メニュー / [賞与処理]メニュー

年末調整計算を行う際に、[会社運用設定]メニュー[処理設定]ページの「精算月の所得税計算」が「省略する」の場合は、精算月（12月の給与処理や賞与処理）の所得税計算が省略され0円になります。したがって、定額減税計算も省略されます。

[源泉徴収票]メニュー

摘要欄に以下の項目が出力されます。

源泉徴収時所得税減税控除済額	年調減税で控除した金額 ○年調所得税額 ≥ 年調減税額の場合 年調減税額の金額 ○年調所得税 < 年調減税額の場合 年調所得税額の金額
控除外額	年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額 ※控除しきれた場合は0円になります。
非控除対象配偶者減税有	合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合に出力されます。 また、上記の同一生計配偶者が障害者の場合は、「氏名(同配)(減税有)」が出力されます。

参考

上記項目を[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニューで集計する場合は、[源泉徴収票一覧表 - 条件設定]画面の[集計項目]ページで項目を選択してください。

また、各設定が以下に該当する外国人技能実習生の場合も、摘要欄に「源泉徴収時所得税減税控除済額0円 控除外額 30,000円」が出力されます。

- [社員情報登録]メニューの[給与・単価]ページの課税区分「0: 計算不要」
- [社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの外国人区分「1: 外国人」
- [社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの居住者区分「0: 居住者」

参考

『奉行Edge 給与明細電子化クラウド』をご利用の場合も同様に出力されます。

◀ 関連メニュー ▶

- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー
- ・[管理資料]-[源泉徴収票[退職社員用]]メニュー

[源泉徴収簿]メニュー

○年末調整欄に[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューの計算結果と同じ項目（年調減税額・<年調減税額控除後の年調所得税額>・控除外額）、余白に年調減税額内訳が表示されます。

○印刷した際は、以下のように印字されます。

- ・年末調整による過不足税額欄に、各月の定額減税額（所得税）が「▲xxxx円」と印字されます。
※年末調整による過不足税額欄は、用紙種類に「[5169]単票源泉徴収簿（横型）」「[5167]単票源泉徴収簿（横型）」「[5162]単票源泉徴収簿（横型）」を選択した場合に印字されます。
- ・差引超過額又は不足額欄が超過の場合は、マイナス表記がなくなります。
- ・欄外に「年調減税額」「年調減税額控除後の年調所得税額」「控除外額」が印字されます。

月	給与	源泉徴収	定額減税額	年調減税額
1-25	478,972	73,800	▲6,300	6,300
2-22	475,051	73,750	▲6,050	6,050
3-25	474,904	73,789	▲6,050	6,050
4-25	478,885	73,798	▲6,300	6,300
5-24	478,972	73,800	▲6,300	6,300
6-25	478,885	73,262	▲6,180	▲6,180
7-25	478,885	73,262	▲6,180	▲6,180
8-23	478,972	73,266	▲6,180	▲6,180
9-25	478,972	73,266	▲6,180	▲6,180
10-25	418,000	72,902	▲3,730	▲3,730
11-25	472,874	73,229	▲5,930	▲5,930
12-25	462,406	73,165	▲47,353	▲47,353
合計	5,655,838	871,328	▲47,353	▲47,353

◀ 関連メニュー ▶

- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収簿兼賃金台帳]メニュー

[年末調整通知書]メニュー

[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニューと同様に、差引超過額又は不足額欄が超過の場合は、マイナス表記がなくなります。

また、欄外に「㊶-2 年調減税額」「㊶-3 年調減税額控除後の年調所得税額」「㊶-4 控除外額」が印字されます。

2024年分 年末調整通知書

会社名 OBC商事株式会社

301
所属名 営業部 東日本営業課

100000
氏名 山田 一朗

区分	金額	税額
給料・手当等	3,643,465	38,890
賞与等	2,032,600	19,483
中途調製収入		
計	7,675,465	58,373
給与所得控除等の給与等の金額	3,807,918	
給与所得控除額	(10,000)	900,000
給与等からの控除分	3,807,918	92,000
社会保険料の控除額	1,117,952	
社会保険料の控除額		
生命保険料の控除額	120,000	
生命保険料の控除額		
地震保険料の控除額	50,000	
地震保険料の控除額		
配偶者(特別)控除額	280,000	
配偶者(特別)控除額		
基礎控除額	480,000	
基礎控除額		
控除後の金額	3,187,652	
控除後の金額		
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	2,320,000	124,500
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		
年間所得税額(①②③、マイナスの場合①②)		124,500
年間所得税額(①②③、マイナスの場合①②)		
年間年収額(①②③×1.02④)		14,800
年間年収額(①②③×1.02④)		
差引(超過額又は不足額(⑤-⑥))		43,583
差引(超過額又は不足額(⑤-⑥))		
超過額		7,690
超過額		
差引還付する金額(⑤-⑥)		35,693
差引還付する金額(⑤-⑥)		
の精算	同上の	本年中に還付する金額
の精算	同上の	翌年において還付する金額
不足額	本年最後の給与から徴収する金額	
不足額	本年最後の給与から徴収する金額	
の精算	翌年に繰り越して徴収する金額	
の精算	翌年に繰り越して徴収する金額	

《 関連メニュー 》

- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整計算書]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整通知書]メニュー

● 住宅ローン控除の増改築等の上限計算に対応

増改築の場合は、控除対象となる住宅ローンの年末残高の上限は2,000万円（居住開始年月日が令和4年1月1日以降）になります。

この上限を加味して住宅借入金等控除額を計算するため、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページに住宅借入金の種類が追加されました。

住宅借入金の種類を「0：新築又は購入」「1：増改築等」「2：新築又は購入と増改築等」「3：その他（2以上）」から選択してください。

所得控除等 **税額控除** 中途入社 家族・所

【税額控除情報】

住宅借入金の種類

居住開始年月日

取得対価の額

家屋土地等の総面積 m²

居住用部分の面積 m²

居住用割合 %

控除額適用区分

特定取得区分

住宅の区分等

借入金等年末残高

特定増改築借入残高

住宅借入金等控除額

住宅借入金の種類が「1：増改築等」の場合は、上限を2,000万円として住宅借入金等控除額が計算されません。

また、[2以上...] ボタンをクリックして表示される[2以上の住宅借入金等特別控除]画面の「2以上の住宅控除」は削除され、過去年も含め表示されなくなります。

これに伴い、汎用データの年末調整データに項目が追加・削除されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
住宅借入金の種類	YITS018	1	数字	0：新築又は購入 1：増改築等 2：新築又は購入と増改築等 3：その他（2以上）
2以上の住宅控除	—	—	—	過去年も含め、受入不可（削除）

《機能追加》-----

- 雇用保険離職証明書の離職者の署名を省略して電子申請が可能

今までは、離職者と連絡が取れない等の理由で、疎明書を添付して雇用保険離職証明書を電子申請する場合に、離職者の署名は省略できませんでした。

今回から、[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニューの[離職理由]ページに、「退職者による離職証明書記載内容の確認」の項目が追加されました。

「2：退職後のため未確認」を選択すると、離職者の署名を省略して電子申請できます。

《関連メニュー》

[労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー

- Googleアカウントを利用したe-Govへの電子申請に対応

e-Govアカウントログイン画面で、「Googleでログイン」の選択肢が追加されました。

上記に伴い、当製品でe-Govへ電子申請する際も、Googleアカウントを利用して電子申請できるようになりました。

《関連メニュー》

- ・ [給与賞与]-[賞与処理]-[賞与支払届]メニュー
- ・ [社会保険]-[月額変更処理]-[月額変更処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[算定基礎処理]-[算定基礎処理]メニュー
- ・ [社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格取得届]メニュー
- ・ [社会保険]-[資格取得／喪失届]-[資格喪失届]メニュー
- ・ [労働保険]-[労働保険年度更新]メニュー
- ・ [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格取得届]メニュー
- ・ [労働保険]-[資格取得／喪失届]-[雇用保険資格喪失届]メニュー

- 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2024年8月30日時点
銀行支店辞書	2024年9月9日時点
市町村辞書	2024年8月19日時点